

お知らせ

お得な『前納制度』

国民年金保険料を、納付期限がくる前にまとめて納めると割引が受けられる『前納制度』があります。

4月中に1年分をまとめて納めると2,830円、半年分をまとめて納めると650円の割引が受けられます。

4月中に1年分または半年分を納めるときは、「納付案内書」に入っている専用の納付書を使ってください。

納め忘れもなく、しかもお得な『前納』にしませんか。

○お問い合わせ先

町民生活課年金係
☎ 1111 内線133

図書室の特別休館

図書室の蔵書整理のため、5月10日(月)から5月16日(日)まで休館します。
※休館日も含みます。

学生納付特例制度

町では、平成16年度の『学生納付特例制度申請』の受付を開始しています。20歳になると、学生でも国民年金に入ることが義務付けられていますが、学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料が後払いできる『学生納付特例制度』を利用できます。

申請して承認されると、申請した月の前月分から3月分までの保険料の納付が猶予されます。

また、障害や死亡といった不應の事態が起こった場合、障害・遺族の各基礎年金が支給されます。

『学生納付特例制度』は、毎年度申請が必要です。忘れずに申請をしましょう。

○手続きに必要なもの

・学生証または在学証明書
・印鑑

※一般の免除申請の受付は、6月以降です。

○お問い合わせ先

町民生活課年金係
☎ 1111 内線133

『コンビニエンスストア』でも納めることができます!!

国民年金の保険料は、全国の金融機関に加えて、今年4月(一部の方は2月)から交付される新しい納付書を使えば、指定の『コンビニエンスストア』でも納められるようになりました。

これからは、夜間・休日でも納めることができるので、とても便利です。指定の『コンビニエンスストア』は、納付書の裏に記載されています。

なお、従来の納付書は、金融機関でのみ使用できます。

○お問い合わせ先
町民生活課年金係 ☎ 1111 内線133

交通事故無料相談

○いつでも無料で相談に応じます。

○示談をされる前に相談してください。

○保険金が適正、適切な額であるか点検します。

○関係法規及び約款に基づき公正な保険金を算出します。

○交渉に妥当な正しい情報を提供します。

○お問い合わせ先

NPO法人
鹿児島県交通事故
被害者救済推進協会
☎ 099-269-4603

チャイルドシート購入補助

乳幼児がその使用義務がなくなるまで(満6歳)の間にチャイルドシートを購入された方へ補助金が交付されます。ただし、1回限り1万円が限度となっています。

◆町内に住所を有していること
◆認定マークの表示があること
◆個人売買は対象外です

○申請に必要な、領収書・印鑑・振込口座の分かるものが必要です。

○申請・お問い合わせ先
保健福祉課福祉係

☎ 1111 内線123

固定資産課税台帳等の縦覧

固定資産課税台帳等の縦覧を次のとおり行っています。

縦覧は無料ですが、課税台帳の写しの交付は有料となります。

また、本人の場合は印鑑、代理人の場合は印鑑と委任状をご持参ください。

○期間

5月31日(月)まで

※土曜、日曜、祝日は除く

○時間

午前8時30分～午後5時

○場所 税務課

○お問い合わせ先

税務課資産税係
☎ 1111 内線163

水道課からのお願い

4月は異動の多い時期です。

町水道をご利用で転入・転出される方は、水道の手続きが必要になります。手続の際は、印鑑を持って水道課へお越しください。なお、新しく水道をご使用される際は、開栓手数料400円が必要となります。